

平成 28 年 第 1 回

福生病院組合議会臨時会会議録

平成 28 年 7 月 12 日 (火)

平成28年第1回福生病院組合議会臨時会

- 1 招集年月日 平成28年7月12日(火)
- 2 招集場所 公立福生病院2階大会議場
- 3 会議時間 午後1時45分から午後2時7分まで
- 4 出席議員
1番 斎藤 成宏 2番 吉野 一夫
3番 原 隆夫 4番 印南 修太
5番 中嶋 勝 6番 小宮 國暉
7番 武藤 政義 8番 五十嵐みさ
9番 町田 成司
- 5 欠席議員 なし
- 6 説明のため出席した者の職氏名
管理者 (福生市長) 加藤 育男
副管理者 (羽村市長) 並木 心
副管理者 (瑞穂町長) 石塚幸右衛門
- 7 職務のため出席した事務局職員の氏名
院長 松山 健
副院長 小山 英樹
副院長 吉田 英彰
事務長 川野 治男
看護部長 一柳 景子
医療技術部長 市川 重司
薬剤部長 小松 裕明
事務次長 島田 三成
庶務課長 島田 宗男
経理課長 田野太郁哉
医事課長 軽部 徹
地域医療連携室長 今瀬 律子

入退院管理室長
庶務係長

松浦 典子
関根 智

8 職務のため出席した組織市町職員の氏名

福生市福祉保健部長	橋本 満彦
福生市健康課長	瀬谷 次子
羽村市福祉健康部長	粕谷 昇司
羽村市健康課長	野村由紀子
瑞穂町福祉部長	村野 香月
瑞穂町健康課長	福島 由子

平成28年第1回福生病院組合議会臨時会議事日程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

(管理者あいさつ)

日 程 第 3 議案第9号 公立福生病院使用条例の一部を改正する条例

日 程 第 4 議案第10号 福生病院組合監査委員の選任に伴う同意について

午後1時45分 開会

○議長（中嶋 勝君） それでは、改めまして、皆さん、こんにちは。

本日は、平成28年第1回福生病院組合議会臨時会の開催を通知しましたところ、公私ともにご多忙の中、また、暑い中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成28年第1回福生病院組合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、ご発言の際には、挙手の上、議席番号もしくは職名を告げ、許可を受けてからお願ひいたします。また、ご起立の上、マイクのスイッチを入れていただき、ご発言をください。

○議長（中嶋 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、福生病院組合議会会議規則第95条の規定により、議長において、8番五十嵐みさ議員及び9番町田成司議員を指名します。

○議長（中嶋 勝君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長（中嶋 勝君） この際、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 本日は、平成28年第1回福生病院組合議会臨時会を招集いたしました。大変お忙しい中にもかかわらず、議員各位におかれましては、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

そして、このたび、福生市長三期目の施政を担わせていただくことになりました。合せて、福生病院組合の管理者として、引き続き職務を執行させていただくことになりました。微力ではございますが、組合の発展に全力を尽くす所存でございます。皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、少子高齢社会の進展により、国の医療政策は大きな転換期を迎え、地域医療を取り巻く状況も大きく変わろうとしております。東京都は、地域医療提供体制の将来像を示す地域医療構想案のパブリックコメントを終え、策定に向けた手続きを進めているところでございます。

地域医療構想は、平成37年の医療の必要量を推計し、その地域にふさわしいバランス

のとれた医療機能の分化と連携を目指したものでございます。

この中には、西多摩地区の医療の必要量も示されております。医療機能は、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの区分に分かれますが、高度急性期は、必要量 275 病床に対して 242 病床の不足、急性期が必要量 967 病床に対して 670 病床の過剰、回復期が 1,031 病床に対して 811 病床の不足、慢性期が 1,475 病床に対して 846 病床の過剰となっております。つまり、高度急性期と回復期は病床が不足し、急性期と慢性期は過剰となります。

このような状況を見据え、公立福生病院につきましては、4月に、多摩地区の国公立病院では初めてとなる、回復期機能を持つ地域包括ケア病棟を開設いたしました。おかげさまで、順調なスタートを切らせていただきましたが、回復期の病床を増やすことにより、急性期の一般病床は削減をさせていただきました。

7月には、あきる医療センターも地域包括ケア病棟を開設いたしました。また、他の公立病院も検討されているようございます。

今年度は、公立病院改革プランの策定年度となっております。これから正式に示される東京都の医療構想との整合性を図ることとなっておりますが、回復期の医療機能を持つ地域包括ケアを公立病院改革プランにどのように位置づけていくのか、プラン策定の大きなポイントになると考えております。

さて、私は、現在、東京都市町村職員退職手当組合の管理者も務めておりますが、構成団体の累積収支の差が著しく広がっていることから、その格差を少なくするために、平成27年度から、構成自治体による退職手当組合財政運営検討委員会におきまして、負担金のあり方について検討を続けております。

検討の中で、病院につきましては、給付額と比較して負担金率が高いことから、このまま過剰な負担を継続した場合、病院経営を大きく圧迫することが判明いたしました。

緊急的な対応として、自治体に先がけ、平成27年度に負担金を軽減していく方向がまとまり、この結果を踏まえ、今年の2月の退職手当組合議会において、負担金の比率を下げるなどを決定させていただきました。

のことにより、約3分の1の負担額となります。現在も退職手当組合財政運営検討委員会は継続しておりますが、その結果も踏まえ、福生病院組合の構成自治体の負担金についても検討してまいりたいと考えております。

今までの常識を覆す大きな変革の時代でございますが、今後も、松山院長とともに、スピード感を持った病院経営を目指し、引き続き邁進してまいります。議員並びに関係する皆様のご支援をお願い申し上げる次第でございます。

なお、本日提案いたしました案件は、「公立福生病院使用条例の一部を改正する条例」と「福生病院組合監査委員の選任に伴う同意について」の計2件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（中嶋 勝君） 以上で、管理者の発言は終わりました。

○議長（中嶋 勝君） 次に、日程第3、議案第9号「公立福生病院使用条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、議案第9号「公立福生病院使用条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、本年4月に運用を開始いたしました地域包括ケア病棟に係る特別療養環境室料、いわゆる有料個室の使用料を見直す必要があるので提出するものございます。

この地域包括ケア病棟は、45床のうち9床が個室となっておりますが、急性期の患者に比べて入院期間が長いことから、その利用が敬遠されるなど、利用率が低く推移している現状にあります。このため、近隣病院の状況も踏まえ、長期入院による経済的な負担を考慮した個室使用料の設定を行いたいと考えております。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用しようとするものであります。

細部につきましては、医事課長から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中嶋 勝君） 医事課長。

○医事課長（軽部 徹君） それでは、議案第9号「公立福生病院使用条例の一部を改正する条例」の細部につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案資料の1ページにございます「公立福生病院使用条例新旧対照表」をご覧いただきたいと存じます。

右側が旧、改正前で、左側が新、改正後となっております。また、下線を引いた部分が改正箇所となっております。

最初に、第2条第2項第3号の改正でございますが、特別療養環境室料のうち、特別室と二人室の使用料を据え置く一方で、いわゆる“有料個室の使用料”を個室Aから個室Cまでの3区分に改めようとするものでございます。

恐れ入りますが、議案資料をめくっていただきまして、2ページをご覧いただきたいと存じます。これは病棟別の病室数及び病床数の状況でございます。

この表の右側、7階西棟の欄が地域包括ケア病棟になります。この中の個室を、個室B 6室、個室C 3室とさせていただき、他の欄の4階から6階までの一般病棟の個室は、個室Aとさせていただいております。

1ページにお戻りいただきまして、まず、個室Aでございますが、一般病棟に係る有料個室使用料を、現行の1日につき7,000円に据え置くものでございます。

次に、個室BとCは地域包括ケア病棟になりますが、一般病棟の有料個室と同等のシャワー設備などのある個室の使用料を、1日につき7,000円から4,000円に引き下げ、個室Bとし、3月まで重症個室としておりました個室を個室Cとして、シャワー設備がない等の理由から、個室Bよりも1,000円低く設定し、1日につき3,000円としようとするものでございます。

なお、これらの使用料は、消費税及び地方消費税が含まれていない金額となっており

ます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用しようとするものでございます。

この理由でございますが、先ほどの管理者の提案説明にもありましたように、長期入院による経済的負担感の軽減を目的としておりますことから、この条例の公布前に地域包括ケアの個室をご利用いただいた方も、この対象とする必要があり、地域包括ケア病棟の運営を開始した4月1日にさかのぼって適用しようとするものです。

なお、この対象となる方は、6月末現在で8人おりまして、1人当たり6万3,585円で、合計50万8,680円を還付することになります。

以上で、議案第9号「公立福生病院使用条例の一部を改正する条例」の細部説明とさせていただきます。

○議長（中嶋 勝君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） ちょっと細かいことをお聞きさせていただきます。

この個室B、個室C、シャワーがある、ないとかというお話をございましたけれども、もう少しこの辺の違いを詳細に教えていただきたいと思います。

それと、どれぐらいこれから利用される方を見込まれているのか、その辺のところもわかれれば教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋 勝君） 医事課長。

○医事課長（軽部 徹君） 設備の面の内容の詳細ということで、個室Aというものが、現在、一般病棟で使用している個室で、シャワー、トイレ、それから、床頭台といってテレビがついている台がございます。

包括ケア病棟のほうの個室Bと個室Cというのは、個室Bのほうは、従来の一般病棟と同じ個室の内容になりますて、シャワーとトイレ、さらに床頭台もついております。もう一つの個室Cというのは、従来、重症個室として使用していましたが、包括ケア病棟になりますと長期入院になりますので、重症個室というのが診療報酬上、認められておりませんので、現在、無料で設置しておりますが、これを有償個室にしようとするものです。これについては、床頭台はありますがシャワーがついておりません。重症個室だったものですから、ナースステーションの近くで、長期療養としては通常の個室よりも質というものが少し下がるのかなというふうに思っております。

それから、今後の見込みについては、今現在、個室7,000円のままで見込んだところですと、予算が9,300万円のところ、今現在の見込みでは8,400万円ぐらいで推移するのではないかと。それが今後、料金を下げて稼働率を上げ、予算の稼働率とした場合は、年間見込というのは9,000万円程度。若干予算よりは低いのですが、ほぼ予算額になるのではないかと思っております。以上です。

○8番（五十嵐みさ君） わかりました。

○議長（中嶋 勝君） ほかにございませんか。町田議員。

○9番（町田成司君） こちらに今、金額がいろいろ記載されているんですけども、い

わゆる2市1町の範囲があるんですけれども、区域外の方も全てこれ同じ金額ですか。
それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中嶋 勝君） 医事課長。

○医事課長（軽部 徹君） 金額については、同様でございます。以上です。

○議長（中嶋 勝君） 町田議員。

○9番（町田成司君） ちょっと以前、公立の病院へ行きましたと、区域外ですと、例えば、
もっと高くなったりとかというのが、いろいろなケースがあると思うんです。なぜ福生
病院は、例えば、区域外と区域内を同じような扱いに考えられているのか、何かあれば
教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋 勝君） 医事課長。

○医事課長（軽部 徹君） 従前は、確かにおっしゃるとおり、地域と地域外で差額を生
じているところも多くありました。ただ、すみませんが、年数まではわかりませんが、
国ほうの指導によって同一料金にというふうにされ、統一するようにしております。
以上です。

○9番（町田成司君） わかりました。

○議長（中嶋 勝君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたし
ます。

これより、議案第9号「公立福生病院使用条例の一部を改正する条例」の討論に入り
ますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号「公立福生病院使用条例の一部を改正する条例」の件を採決い
たします。

議案第9号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されま
した。

○議長（中嶋 勝君） 次に、日程第4、議案第10号「福生病院組合監査委員の選任に伴
う同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 議案第10号「福生病院組合監査委員の選任に伴う同意」につい
てのご説明を申し上げます。

監査委員2名のうち、識見を有する者から選出する監査委員の任期が平成28年7月27
日で満了となります。このことから、新たに監査委員を選任する必要がありますので、
地方自治法第196条第1項及び福生病院組合規約第11条第2項の規定に基づき、議会の

同意を求めるものでございます。

監査委員の選任につきましては、2市1町の申し合せにより、識見を有する監査委員は羽村市から、組合議会選出の監査委員は瑞穂町から選出することとしておりますので、羽村市に5月11日付で監査委員の推薦をご依頼申し上げまして、5月25日付で「川邊慶之助氏」を推薦する旨の回答をいただきました。

同意を求める監査委員は、羽村市の代表監査委員であるとともに、当組合の現在の監査委員であります。

任期につきましては、平成28年7月28日から平成32年7月27日までの4年間となります。

よろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中嶋 勝君） 以上で、提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。原議員。

○3番（原 隆夫君） 先ほど、途中まで発言させていただきましたので、今のご説明で一部はわかったわけでございますが、先ほども申し上げましたように、生年月日からしてご高齢であるということから、羽村市ということになると思うんですが、その辺のところの、非常に繊細な問題なんですが、それについてのお考えと言いますか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（中嶋 勝君） 経理課長。

○経理課長（田野太郁哉君） 当院の監査委員といたしまして、平成12年7月より現在まで16年の実績がございます。また、年齢とは関係なく、的確なご指導、ご指摘をいただいてございます。年齢については、問題ないと判断してございます。以上です。

○議長（中嶋 勝君） 原議員。

○3番（原 隆夫君） 了解しました。

○議長（中嶋 勝君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） これをもって質疑を終了します。

これより討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号「福生病院組合監査委員の選任に伴う同意について」の件を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（中嶋 勝君） 以上をもちまして、本臨時議会に付議された案件の審議は全て終

了しました。

これにて、平成 28 年第 1 回福生病院組合議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

午後 2 時 7 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 28 年 8 月 16 日

福生病院組合議会議長 中嶋 勝

福生病院組合議会議員 五十嵐 みさ

福生病院組合議会議員 町田 成司